特集

翻訳サービスに関する国際規格 ISO 17100 が発行されました。認証の取得を目指す翻訳会社も多いと思います。今月号の特集前半では、規格の策定に初期からたずさわってきた田嶌奈々さんにこの規格の基本を解説していただきます。さらに来年度から、認証取得の参考になる情報を連載記事として提供する予定です。

ISO 17100以外にも、ISO では通訳等の国際規格の制定に向けて審議中です。6月21日から26日にかけては、これらの規格を検討する国際会議である ISO/TC37の年次総会が島根県松江にて開催されました。特集の後半では、佐藤晶子 JTF 理事他にこの会議の参加報告を寄稿していただきました。併せてご覧ください。

『何でも教えてキカク』 今さら聞けない基本知識ーおさらい編

2015年5月1日、翻訳サービス提供者に対する要求事項を定めた国際規格 ISO 17100: 2015 Translation services – Requirements for translation services が発行されました。「えっ、もう発行されたの?! 乗り遅れてしまった・・・」という方もご安心ください。この規格の策定にごく初期から関わってきた筆者が、できるだけ分かりやすく丁寧に基本的なことを説明します。来年度からは連載として最新動向や周辺情報をお伝えしていきますのでご期待ください。

田嶌 奈々 Tajima Nana



1973年、兵庫県生まれ。神戸市外国語大学イスパニア語学科を卒業後、貿易会社での勤務を経て、(株)翻訳センターに入社。メディカル分野の社内チェッカーとして約10年間の経験を積んだ後、2012年以降は社内の品質管理業務に従事する一方で、日本翻訳連盟の会員企業の一員として、翻訳サービスに関する国際規格の策定にも携わっている。



誰が作成・発行したの?

この規格は、国際標準化活動を行うために1947年に設立された非政府組織である国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)が作成し、発行したものです。

ISOには、各国から最も代表的な標準化機関1機関しか加盟することができません。2015年10月現在、約165か国が加盟しています。日本からは、経済産業省(産業技術環境局基準認証ユニット)に設置されている審議会の日本工業標準調査会(JISC)が加盟しています。加盟の形態には投票権を持つアメンバーと、投票権を持たないのメンバーがありますが、日本はアメンバーです。

補足:

加盟国が165か国だからといってすべての国がすべての 規格の策定に積極的に関与しているわけではありません。 ISO 17100の策定に関わったのは30か国弱。国際総会に参 加する等、アジア圏で積極的に参加していたのは日本だけ です。

どこで入手できるの?

ISO 17100に限らず、ISO から発行されている国際規格は ISO のホームページから、公用語である英語版とフランス語版とを入手することができます。英語と日本語の対訳版をご希望される場合は、日本規格協会のホームページから入手することができます。いずれも有料です。ちなみに、価格は為替に影響されるため変動的です。少し内容を確認してみたいだけ、という方は ISO のホームページで目次と概要を確認することができます(英語のみ)。

補足:

英語版を購入すべきか、英語と日本語の対訳版を購入すべきか悩んでいる方、当然対訳版の方が価格が高いわけですが、日本のクライアントとの取引が多い場合や日本国内で認証の取得を検討されている場合は、対訳版を購入し、クライアントや認証機関と共通理解が得られるよう用語等を把握しておくことをお勧めします。

日本語版の作成に当たっては、後述する TC37 の国内委員会が監修をしています。

どのように作成されたの?

この規格は ISO の加盟国のうち、約30か国が中心になって作成してきたとご説明しましたが、それだけではなかなかイメージしづらいですね。 ISO では電気分野を除くあらゆる分野の国際規格を作成しており、専門分野ごとに専門委員会(TC: Technical committee)が設置されています。この専門委員会に業界から専門家が送り込まれ、実際に規格の内容を検討します。

翻訳・通訳に関する規格は、300弱ある委員会のうち、用語や情報資源を扱う37番目の専門委員会(通称 TC37)で検討されています。TC37内の組織はさらに分科委員会(SC: Subcommittee)、ワーキングループ(WG: Working group)に細分化されています。翻訳を扱う SC と WG が正式に設置されたのは2012年のことです。規格の検討開始から発行まで約3年かかったことが分かります。

参考: 規格策定の枠組み



補足:

規格は最も下位のワーキンググループ内で作成され、上位の SC5、TC37の承認を得ていく形になっています。ワーキンググループ内で、規格ごとにプロジェクトリーダーが任命されますが、リーダーは自国の立場を離れて中立的な立場でグループを率いることが義務付けられています。

さて、専門委員会はどのようなメンバーで、どのくらいの頻度で開催されているのでしょうか。積極的にこの規格の策定に関わっているのは約30か国に過ぎないとはいえ、各国の代表者が集まって議論する機会はそう多く持てないのが実情です。メールやテレビ会議を通じた議論を年に数回から多いときでも十数回するのが精一杯で、専門委員が顔を合わせてじっくり議論できるのは毎年1回、6月に1週間かけて開催される国際総会の場のみです。

ちなみに、ISO のルールにより開催地は毎年異なる大陸で行われています。残念ながら国際総会に参加できない専門委員も多く、国際総会に集まるのは TC37全体で100名、翻訳の規格の議論に参加するのは30~40名程度です。

参考:開催地



国際的な議論が本格的に行われるのは年1回の総会の場ですが、それまでの間、年に3~4回、日本の委員のみが集まって議論を行い、日本としての立場や意見をまとめあげるための TC37 国内委員会が開催されています。この委員会には誰でも参加できるわけではなく、主だった業界団体(日本翻訳連盟、日本翻訳者協会ほか)や大学などの教育機関から代表者が選出されて、約15名が参加しています。

TC37国内委員会は、日本工業標準調査会(JISC)から業務を委託された情報科学技術協会(INFOSTA)が事務局となって運営しています。ISOの中央事務局とのやり取りや国際投票はすべて事務局である INFOSTA を介して行われます。

補足:

日本翻訳連盟では、個人・法人会員の意見をできる限り日本の国内委員会に届けるため、2013年に連盟内に ISO 検討会を設置し、その中で定期的に議論を行っています(約15社・20名が参加)。また、国内委員会や国際総会の最新動向については翻訳祭や JTF セミナー等で適宜報告をしています。

各国の意見はどのように反映される?

事情の異なる様々な国が集まって議論をするわけですから、意見が必ずしもまとまるわけではありませんし、それぞれの主張をひたすら繰り返しても結論が得られるわけでもありません。ISOで規格を作成する際には所定のルールに従ってすべて投票で結論が出されます。国際規格として相応しいよう、一定の賛成票が得られることはもちろんのこと、発行に近い段階では反対票が一定数を下回ることも可決の条件となっています。規格の内容や段階によっても条件は多少異なりますが、原則、規格作成の提案がされてから3年以内に発行できなければ廃案に追い込まれます。3年以内に合意が得られないということは、すなわち、その業界内でのスタンダードがまだ確立されていないとみなされるわけです。

参考: 規格発行までの流れ

	提案段階	New Proposal
_		
	作成段階	Working Draft
-		
1	委員会段階	Committee Draft
/		\sim
	照会段階	Draft International Standard
1	承認段階	Final Draft International Standard
1	発行段階	International Standard
_		

補足:

将来的には国際規格の発行について合意が得られる可能性が高いものの、直ちに合意が得られそうにない場合には、暫定的に技術仕様書(TS: Technical Specifications)という出版物の形で発行されることがあります。発行後、3年毎に定期見直しが行われ、これを国際規格(IS: International Standard)とするか、さらに3年間 TS として維持するか、廃止とするかの決定がされます。

何のために作成されたの?

ところで、何の目的でこの規格は作成されたのでしょうか。翻訳サービスの品質を向上させるため、と言ってしまえば簡単ですが、この規格が作成された背景にはもっと複雑な事情があるように思います。

まず、クライアントから翻訳業界に対して、一定の品質を要求する声があってこの規格が作成されたのか、と聞かれれば、その答えは NO です。むしろその逆かもしれません。翻訳サービス提供者が集まって、厳しいプロセスを自らに課すなんて信じがたいでしょうか。

しかし、専門委員の声に耳を傾けていると、「我々のプロセスはこんなに複雑なのだから適正に評価してほしい」、



「いい加減な素人業者と一緒にしてほしくない」、という翻訳サービス提供者側のクライアントに対する想いが込められているように思います。実際、「留学経験があれば翻訳なんて簡単にできる」とクライアントが勘違いして翻訳サービスを買いたたくこともあるでしょうし、逆に素人が翻訳サービスとは何かを理解しないまま安易にクライアントから仕事を引き受けて低品質の翻訳物を納品し、翻訳業界の評判を下げているケースもあります。まともな翻訳サービス提供者にとってはたまったものではありません。そんな中、このような規格を作成し、クライアントに説明する手段として、また素人の翻訳サービスとの差別化を図る手段として活用していきたい、というのが真の目的だったと思われます。

翻訳業界を動かしたもう一つの原動力として、ISO 9001 というあまりにも有名な品質マネジメントシステム規格の存在があります。クライアントが製造業者の場合、翻訳サービス提供者に対してもこの ISO 9001 の適用を要請したり、この規格に基づく監査を行ったりすることがあると思います。しかし、もともと製造業への適用を想定して作成された ISO 9001 は翻訳業に馴染まない部分があり、それを無理やり押し付けてこようとするクライアントに対して、翻訳サービス提供者は昔から不満をため込んでいたようなのです。このままずっと ISO 9001 に苦しめられるのなら、翻訳サービスに特化した規格を作成しようじゃないか、そういった声があがったのも納得です(ISO 9001 の考え方や有効性を否定するものではありません)。

このような背景があって作成された規格ですが、何はともあれ、この規格はきちんとした翻訳サービスのプロセス定着に役立つものとなっており、結果的に翻訳業界内で安定した品質の翻訳物を提供できる基盤ができたという意味で、クライアントと翻訳サービス提供者の双方にとってメリットのあるものとなっています。

この規格が適用される対象者は?

この規格が適用される対象者は、あらゆる規模の翻訳サービス提供者、いわゆる翻訳会社です。「個人の翻訳者も関係がありますか?」という質問を受けることがあります。

ここは非常に混乱する部分なのですが、原則、この規格が扱っているのは「翻訳サービス」です。「翻訳サービス」とは、クライアントからの引き合いがあった際の原稿の分析に始まり、翻訳、校正、検品、お客様への納品、納品後のフォローまでの一連のサービスを指します。サービス内の「翻訳」という単一の作業だけを指しているわけではありませんので、クライアント直であれ、翻訳会社経由であれ、純粋に翻訳作業しか行っていない個人翻訳者はこの規格の対象外です。

ただ、自分ひとりで事業を行っている場合でも、自身が

プロジェクトマネージャー兼翻訳者として機能し、校正作業を外部に委託している場合は、サービス提供者として扱われますのでこの規格の対象となりえます。簡単に言うと、プロジェクト管理を行っているかどうか、翻訳だけでなく校正作業(翻訳者以外の校正者による作業)まで行ってクライアントに納品しているかどうかが判断のポイントになります。

参考:個人で翻訳業をされている方の扱い

翻訳サービス提供者と見なされる例①



翻訳サービス提供者と見なされる例②



翻訳サービス提供者と見なされない例



また、個人翻訳者は直接的にこの規格に準拠する必要はありませんが、翻訳サービス提供者が依頼できる翻訳者の要件が規格に定められていますので、まったく影響がないとは言えません。翻訳サービス提供者がISO 17100に準拠したサービスを提供する場合には、規格の要件を満たす翻訳者にしか依頼できないわけですから、当然、要件を満たす翻訳者の重要性は増してくるわけです。そういった意味で、個人翻訳者は少なくともこの規格の内容を把握しておく必要があります。

規格は守らなければいけない?

さて、この規格、翻訳サービス提供者は遵守する義務があるのでしょうか。答えは NO です。ISO の規格は、加盟国が知識を集約して業界の標準をまとめあげたものに過ぎません。この規格を遵守するかどうかは翻訳サービス提供者の判断に委ねられています。

もし、この規格を遵守するとしたら、メリットはあるのでしょうか。ここについては個々の翻訳サービス提供者が

慎重に判断すべきところですが、少なくとも以下のような メリットが考えられます。

(1) 国際競争から取り残されない

この規格は少なくとも一定の賛成票を得て発行された国際規格です。賛成した国々ではこの規格がそれなり普及すると考えられます。それらの国のクライアントがベンダー選定の際に規格への準拠を要件として定める可能性もありますし、官公庁の入札案件でも要件として今後組み込まれる可能性が十分にあります。そういった場面で取り残されないためにも、この規格に準拠できる体制を整えておくのもひとつの選択肢です。

(2) 素人の翻訳サービスと差別化を図る

「何のために作成されたの?」でご説明しましたが、残念ながら素人の翻訳サービスを提供する業者も少なからずあります。素人のサービスとの違いを明確に説明できればそれで構いませんが、この規格に準拠することでてっとり早くクライアントに理解してもらえる、というメリットはありそうです。

(3) 混乱を解消して業界全体の発展を促す

個々の翻訳サービス提供者のメリットとは言い難いかもしれませんが、これまで同じプロセスに対して翻訳サービス提供者が各々自由に用語を割り当てて使っていました。「チェック」とひとことで言っても、それが原文と訳文とを突き合わせた校正作業なのか、はたまた訳文のみの文法チェックなのかは、翻訳サービス提供者の定義次第でした。翻訳サービス提供者の定義の違いによって、クライアントが混乱することもしばしばあったのではないでしょうか。この規格の内容を把握し、少なくとも同じ定義で用語を使っていくだけでもクライアントの混乱は解消され、ひいては業界全体の発展につなげていく必要があると思います。

規格の内容が変更される可能性は?

2015年に発行されたこの規格の内容は将来的に変更される可能性はあるのでしょうか。ISOの規格は通常、初回発行から3年後、その後は5年ごとに定期見直しが行われるルールになっています。定期見直しでは、投票によって(1)確認(技術的変更なし)、(2)修正または改正、(3)廃案のいずれかが決定されます。この規格は2015年に発行されましたので、初回の見直しは2018年になります。

特に翻訳者の資格については各国、教育制度や国家資格 の整備状況が異なることもあり、定期見直しの際に議論に なる可能性が大いにあります。

規格の内容一概説

全体の構成

- ●表紙・目次・序文・まえがき
- ●本文 箇条1~6(11ページ)
- ●付属文書 A ~ F (7ページ)
- ●参考文献(1ページ)

全体で20ページに満たないことからもお分かりいただけますが、翻訳サービスの詳細が規定されているわけではありません。あくまで中核となる重要なプロセスについて、最低限の要求事項が定められたものです。

箇条1-適用範囲

各種言語サービスのうち、翻訳サービスのみを取り扱うことが記載されています。通訳サービスが明示的に除外されています。また、翻訳サービスの中でもまだまだ発展途上である機械翻訳+ポストエディティングについては通常の翻訳サービスとは切り離して別規格で検討されることになったため、この規格の適用範囲からは除外されています。

箇条2-用語の定義

この箇条では「translate (翻訳する)」というごく基本的な用語から「language register (言語使用域)」といった専門用語までが定義されています。なかでも注目すべきは何といっても翻訳プロセスに関わる用語ではないでしょうか。

例えば「check」という用語。これは、「翻訳者が実施する訳文言語コンテンツの検査」と定義されています。日ごろ何気なく使う「check」という用語ですが、特に日本では、翻訳者以外の誰かが訳文を検査するプロセスに対してこの用語を使うケースが圧倒的に多いので注意が必要です。誤解がないよう、日本語版作成の際には単に「チェック」とせず、意図が伝わりやすいよう「セルフチェック」という訳語が選択されています。

この他にも「revise(バイリンガルチェック)」は「原文言語コンテンツに照らして訳文言語コンテンツが合意した目的に対して適切であることを確認するバイリンガル検査」と定義されています。従来から定義が曖昧なまま使用されてきた「校閲」や「校正」といった訳語の使用を避け、あえて新しい訳語が採用されている点も注目です。



箇条3-資源

この箇条では、翻訳サービスに関わる作業者に対する要求事項が記載されています。翻訳の品質を最も左右する翻訳および校正(この規格では「バイリンガルチェック」という)等の作業については、作業者の資格と力量を規定することで一定の品質を担保しようという考えです。

例えば翻訳者については以下のa) $\sim c$) のいずれかの要求事項を満たすことが条件となっています。

- a) 高等教育機関が認定した翻訳の卒業資格
- b) 高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格および 専業専門家として2年の翻訳経験
- c) 専業専門家として5年の翻訳経験

バイリンガル担当者については、翻訳者と同等の資格および力量が求められています。また、翻訳サービス提供者は、作業者が必要な資格および力量をもっていることを確実にするために文書化されたプロセスを整備しなければならない、と規定されている点にも注意が必要です。

箇条4-制作前のプロセスおよび活動

この箇条には、引合いや見積りの段階、あるいは制作の前段階で行うべき事柄について記載されています。特に、クライアントとの合意が書面にて記録されていることが最も重要視されており、少なくとも、価格、言語ペア、引渡し日、形式、媒体などの詳細が記載された見積りをクライアントに提出しなければなりません。

箇条5 – 制作プロセス

この箇条では、引合いから納品、そしてクライアントからのフィードバック処理も含めた全般的なプロジェクト管理が取り扱われているほか、どのプロセスが必須とされるのかについても記載されています。

必須とされるプロセスは、翻訳者自身によるセルフ チェックや翻訳者以外のバイリンガルチェックです。バイ リンガルチェックとは、原文と訳文とを突き合わせた検査 を意味します。

逆に、訳文のみを専門家が検査するモノリンガルチェックや印刷前の検査であるプルーフリードは、クライアントから要望があった際に適用するプロセスと位置付けられています。

また、納品前にはプロジェクトマネージャーが仕様に照らして最終検品を実施するためのプロセスも整備しなければならない、とされています。

箇条6-制作後のプロセス

この箇条では、クライアントからのフィードバックの処理や修正対応、不具合があった際の是正処置など、翻訳サービス提供者が整備しておくべき制作後のプロセスが記載されています。また、クライアントの重要な情報を扱うだけに、適切なデータ保護についても触れられています。

なお、附属文書はいずれも参考情報という扱いではありますが、ISO 17100における標準的な翻訳サービスのフローチャート、クライアントとの合意に含めた方がよい項目が掲載されているため目を通しておきたいところです。



来年度のお知らせ

2015年9月から既に開始されている ISO 17100の 認証サービスについて概要をご説明する予定です。 認証取得にご興味のある方は是非ご覧ください。

2015年 ISO/TC 37/SC 5 日本·松江総会 参加報告

Matsue

はじめに

国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)は、本部をスイス、ジュネーブに置く国際規格を策定する民間の非政府組織である*¹。現在は会員数が165か国におよび各国の代表的標準化機関が会員となっている。日本は1952年に日本工業標準調査会(Japanese Industrial Standards Committee: JISC)が加盟した*²。ISO は投票権を持つPメンバー(participating member: P-member)と投票権を持たないOメンバー(observing member: O-member)で構成され、300ほどの専門委員会(Technical Committee: TC)が主要産業分野の標準化を行っている*³。



佐藤 晶子

JTF 理事、JTF 内 ISO 検討委員会通訳 PJT リーダー、 Atelier Ark Mary 代表



石岡 映子

JTF 理事、株式会社アスカコーポレーション 代表取締役社長



白木原 孝次

株式会社アイ・エス・エス 経営企画室室長 通訳グループディレクター



村下 義男

株式会社コングレ コンベンション事業本部翻訳部 営業課長 翻訳・通訳業務に関わる規格の策定は ISO の第37専門委員会(TC 37)が担当している。TC 37は多言語コミュニケーションおよび文化の多様性を背景とし、専門用語やその他の言語・内容の情報資源に関する方針、方法、適用の標準化を行う。TC 37は5つの分科委員会(Sub Committee: SC)に分かれている。翻訳・通訳関係は SC 5に属している。SC 5は翻訳の国際規格を扱うワーキンググループ1(Working Group 1:WG1)、通訳の国際規格を扱う WG2、通訳機器の国際規格を扱う WG3で構成されている。TC 37は毎年6月に総会を開催する。本年度はわが国の島根県松江市で開催された*4。本稿は、ISO/TC 37/SC 5の松江総会に参加した報告記である。

1. 既発のISO規格

現在までに翻訳・通訳に関する ISO 規格は複数発行されている。翻訳に関しては、欧州標準化委員会 (European Committee for Standardization: CEN)が2006年に翻訳に特化した規格『EN 15038 -- Translation Services - Service Requirements (翻訳サービス ーサービスの要求事項)』を発行しており、この規格が標準とされる機会が多かった。 SC 5 は上記規格を参考に 2012年5月15日に『ISO/TS 11669:2012 -- Translation projects -- General guidance (翻訳プロジェクトに関する一般指針)』を発行した。翻訳に関する国際規格を担当する WG1は『ISO 17100:2015 -- Translation services -- Requirements for translation services(翻訳サービス ー 翻訳サービスの要求事項)』を策定し、2015年5月1日に同規格を発行した。

WG 2が策定した通訳に関する規格で、前年に承認段階(Final Draft International Standard: FDIS)の段階となった『ISO 13611:2014 -- Interpreting -- Guidelines for community interpreting(コミュニティー通訳に関する一般指針)』は、2014年11月26日に発行された。

前年度に新設された WG 3で改訂することになった通訳機器に関する発行済み規格は、松江総会では『ISO/CD2603:1998 -- Booths for simultaneous interpretation -- General characteristics and equipment (同時通訳ブースに関する一般的特徴と機器)』 および『ISO/CD4043:1998 -- Mobile booths for simultaneous interpretation -- General characteristics and equipment (同時通訳移動ブースに関する一般的特徴と機器)』として委員会段階(Committee Draft: CD)で検討が行われた。

2. 松江総会での議論概要

現在、検討中の規格と松江総会でのワーキングループにおける議論の概要は以下の通りである。

(1) WG 1-翻訳関係

『ISO/DIS 18587 -- Translation services -- Postediting of machine translation output -- Requirements (機械翻訳後のポストエディティングに関する要求事項)』

本規格は2015年の年初に照会段階(Draft International Standard: DIS)の段階まで進んだが、松江総会では検討が行われなかった。

(2) WG 2-通訳関係

1) 『ISO/CD 18841 -- Interpreting -- General requirements and recommendations(通訳一般 に関する要求事項)』

・内容

通訳者、通訳会社を対象とした一般的な通訳 サービスに関する要求事項で、7章構成で付属文 書がついた10ページの規格である。

・三部構成から一部構成へ

三部構成だった CD1の投票結果が割れたため、ISO 事務局の助言に従い、松江総会前に一部にまとめた CD2案が P メンバー国に配信された。しかし、さらに松江会議において通訳者の学位要件および稼働要件(時間、人数)等が各国異なることを考慮し、要求事項としての要件内容に関する詳細な記載を改めることとなった。

・通訳サービス提供者 (Interpreting Service Provider: ISP) の定義

ISP は企業のみではなく、個人である通訳者も ISP であるとの再確認が行われた。

・通訳者の資格要件

各国の教育事業、業界のあり方、政府の役割等、 官産学の事情は各国によって異なる。従って、通 訳の学位を持つ通訳者と他の学位を持つ通訳者の 違いを際立たる学位取得要件、通訳訓練時間、実 務時間の詳細な要件設定は、通訳一般に関する要 求事項に適さない。この観点から、具体的な数値 を含めた条項が本文から削除された。

倫理綱領の徹底が強調され、その他の通訳者要件は付属文書として扱われることとなった。

両方向での同時通訳を行う日本と一方向のみの同時通訳で交代する他国の通訳者の疲弊度の違いや、ラテン系言語とゲルマン系言語を主体とする言語の組み合わせとアジア言語である日本語とラテン系・ゲルマン系言語との組み合わせの違い等、規範(Norm)の相違を考慮するように求めた日本の主張が通る結果となった。

・定義

「遠隔通訳」と訳される「Distance Interpreting」は欧州連合(European Union)が伝統的に使用している用語であったが、アカデミック界で定義されている「Remote Interpreting」を含めて定義されることとなった。

・A、B、C言語の説明

付属文書では、通訳者の稼働に関しA、B、C言語間の通訳に関する説明が新たに追加された。(以下は暫定的内容の要約)

A 言語―通訳者が使用する言語で最もレベルが高い言語。通訳者はその言語に堪能であり複雑な思考であっても瞬時に理解できる言語。

B 言語一通訳者の A 言語以外で、通訳者が使用する複数の通訳対象となる言語。

C 言語―通訳者が深く理解し、通訳者の A 言語に 通訳する言語。

通訳者は少なくとも A-C 言語間の通訳を行う。

・今後の展開

日本を含むプロジェクトチームが会期中に別途 集まり策定の検討が行われた ISO/CD2 18841 案 は、6月26日に ISO 事務局に提出された。事務局 で検討後、CD2としての投票を行うと決定された 後にPメンバー国に CD2 が配信される。コメント 収集後、CD2 に関する 2 時間の WebEx 会議が 9 月 に 2 回、10 月に 2 回開催される。その後 DIS 化へ 向けた投票が行われる予定である。

既発の『ISO 13611:2014』との整合性を保つため、今後も同規格を参照しながら策定を進め、用語定義、付属文書の用語説明等の統一を行う。

2)『ISO/AWI 20228 -- Guidelines for language services in judicial settings(法律関係言語サービスに関する一般指針)』

・内容

法律関係言語サービスに関する7章13ページ 構成の一般指針である。

・要求事項か一般指針か

欧米諸国では法律に則った法的措置、訴訟に於ける言語サービスの重要性が高い。本規格を要求事項にするか、一般指針にするかの議論が行われた。各国の法律が異なるため、上記『ISO/CD 18841』以上の議論になることを避ける意味でも一般指針として取り扱うという声が多かった。事務局で検討し、10月頃に投票等の動きがある予定である。

・文章の削減

全体的に文章が長いため、削減の提案があった。 重要性が高いにも関わらず、各国の法的事情が異なるため、今後文言の省略を余儀なくされる可能性が高い。

・言語の定義

A、B、C言語間の通訳・翻訳に関する定義が行われているが、このA言語、B言語、C言語についての定義を確認し、『ISO/CD 18841』との整合性を保つよう調整が行われた。日本の担当者(フライトスケジュールが急遽変更となり、帰国できず欠席)のメモを元に日本側からは質疑応答を行った。

A、B、C言語のうち、B言語とC言語の区別がつきにくい旨をISO/CD 18841のプロジェクトチームの話し合いにおいても話題に出したところ、若干説明の追加が行われ、「少なくとも A—C 間以上で通訳を行う」との但し書きが挿入された。

・担当者が精通すべき内容

「司法通訳人はあらゆる分野の法律の特徴に精通しておかねばならない」という文言に対しても各国の法手続きが異なり全参加国の事情に合わせた文言にできないため、省略するか、修正するかは今後話し合いが行われる予定である。司法通訳の業務は法廷通訳だけではない。従って本国際規格では、司法通訳業務の内容、範囲も確認するべきであろう。

(3) WG 3—通訳設備関係

- 1) 『ISO/CD2603:1998 -- Booths for simultaneous interpretation General characteristics and equipment (同時通訳ブースに関する一般的特徴 と機器)』(既発規格の改訂)
- 2) 「ISO/CD4043:1998 -- Mobile booths for simultaneous interpretation -- General characteristics and equipment (同時通訳移動

- ブースに関する一般的特徴と機器)』(既発規格の 改訂)
- 『ISO/WD20108 -- Simultaneous interpreting -Quality and transmission of sound and image
 input -- Requirements (同時通訳音響機器および
 画像に関する要求事項)』
- 4) 『ISO/CD20109 -- Simultaneous interpreting --Equipment --Requirements (同時通訳機器に関す る要求事項)』

・複数の規格の同時進行

WG3では、上記1)~4)の複数の規格が同一セッション内であらかじめ記入されたPメンバー国のコメントシートを基に検討された。以下は主な論点である。コンビーナ、プロジェクトリーダーが後日、公式の要約を作成する。

・サイズに関するノート挿入の是非について

『ISO/WD 20108』以外は CD 段階での各国コメントを基に、検討が進められた。1998年度版の『ISO/4043:1998』では移動式ブースについて ISO 規定サイズ以下のブースに関するノートが挿入されていたが、今回の CD ではノートがなかった。欧州では一般に日本より移動式ブースのサイズが大きく、サイズに関するノート記載を復活するように求めた日本の要求は、大きくする分には構わないが、縮小するのは認められないとのことで却下された。

ただし、日本国内の同時通訳機器レンタル会社には ISO 規格に準拠したカナダの移動式ブースを大量に購入している会社もあるため、移動式においては問題なく、従来からあるサイズの小さな通訳ブースが設置されている会場では ISO 規格に準拠した移動式ブースを設置すれば、問題がないとの認識がある。

・遠隔通訳

「Distance Interpreting」 を「Remote Interpreting」に変更するよう提案したが、EU は伝統的に「Distance Interpreting」を採用しており、機器を使った「Remote Interpreting」は「Distance Interpreting」に含まれるとした。今後の検討が望まれる。

・数値に関する詳細

技術は日進月歩でオーディオ機器のバッテリー 時間等、長時間になる傾向が著しい。具体的な数 値を入れる必要は無いのではないかという日本側 の提案は、欧州では基準を満たない機器も多く存在し、具体的数値を外すと基準を満たさない機器が増える可能性もあるという意見もあった。プロジェクトリーダーからは、各国提出のコメントシートにおいて数値に関する記述がある個所は今後検討するとの返答を受けた。例えば日本にとってはバッテリー時間が具体的になっても、数値要件は満たしているため、問題がない。

日本からのコメントは多岐におよんだが、規格に準拠しないサイズのブースに関するノート挿入が却下されたものの、移動式ブースで対応可能等、提案事項の却下に対応する次案があるため、このまま通訳機器関連国際規格の DIS 化が進んでも、日本でメジャーな通訳機器会社は対応できる態勢をすでに整えているといえる。欧米の機器メーカーにとって日本は大手顧客のため、意向に沿わない進め方はしないとの感触を得られたのは大きな収穫だった。

まとめ

(1) 会議の規模と参加者

日本の地方都市である島根県松江市で開催され、WG1の検討が行われなかったにも関わらず、前年度のベルリン総会に出席したコンビーナ、プロジェクトリーダーを始めとし、リエゾンである EU、国際会議通訳者協会(The International Association of Conference Interpreters: AIIC)、欧州法務通訳者・翻訳者協会(European Legal Interpreters and Translators Association: EULITA)の主要メンバーの参加が多く、最終的には100名を超える規模の国際会議となった。

会期中に松江城、出雲大社をはじめ島根県の史跡をめぐる遠足を行った。小泉八雲が愛した旅館をレセプション会場に、参加者は地域の伝統芸能である太鼓を堪能し、体験演奏を楽しんだ。会場となったくにびきメッセでは地元の方々のご協力で、昼食時に茶道の点前を披露する等、海外からの参加者が日本の伝統美を堪能できる機会を提供したことは日本の新たな面を参加者に印象づける点で大変有効だった。日本の町を歩

くことで、実際に日本語と欧米語の大きな相違点に気づいたと直に伝えてきた EU 関係者もいた。

会議には欧州連合等のリエゾンの参加が多く、特に 通訳機器では EU 主導の国際規格であると感じられる 場面が多かった。アジアから SC 5 への参加は前年度と は異なり、中国と韓国からの参加があった。

(2) 日本の位置づけ

通訳関連の ISO 規格は、日本寄りに大きく変わった と言っても過言ではないが、要件から数値を排除する ことで敷居が低くなったとの感覚は免れない。今後、世 界標準である国際規格をどう解釈し、策定していくか に日本も大きな責任を持つ。日本は「要件を満たさな い」と考えず、日本の事情を鑑みた国際規格となるよ うに日本も積極的に発言していく姿勢がさらに求めら れるだろう。相違点にはどう対応するか、何を発言し、 どのように許容し、許容できない点は日本の事情をど う主張するかを考えなければならない。国内の ISP で ある民間企業、民間養成機関を中心とする「産」アク ター、大学、大学院、研究所を中心とする「学」アク ター、経済産業省、文部科学省等の「官」アクター、も う一方の ISP となる個人通訳者、個人事業主等の「民」 アクターが積極的に交流の場を作り、話し合う必要が あるだろう。

2016年度の総会は、6月26日~7月1日にデンマーク、コペンハーゲンで開催される。

謝辞:情報科学技術協会『情報の科学と技術』Vol.65, No.8, 361-364. に掲載された報告記事を基に作成した。本稿の国際規格内容に関し、ISO/TC37委員会の確認をいただいた。

^{*} **1** ISO, "About ISO," ISO (http://www.iso.org/iso/home/about.htm) 佐藤晶子訳(アクセス 2015 年 9月 1日)

^{* 2} 日本工業標準調査会, 『日本工業標準調査会』(http://www.jisc.go.jp/)(アクセス2015年9月1日);日本工業標準調査会は工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会である。

^{*3} ISO, "Who develops ISO standards?" ISO (http://www.iso.org/iso/home/about.htm) (アクセス 2015年9月1日)

^{*4} 長田孝治「ISO/TC37松江会議報告」「情報の科学と技術」(8),(2015年,情報科学技術協会)(http://www.infosta.or.jp/journals/201508-ja/#3)(アクセス 20159月1日)